平成２５年（フ）第９５号
熊本市北区八景水谷２丁目13番12号
債務者　栗本　順子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６１号
熊本市中央区島崎１丁目３番１号　101
債務者　宮本幸代子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１６９号
熊本市西区花園２丁目14番21―404号　井芹団地
債務者　鈴木　樹生
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月22日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１号
北海道根室市松本町１丁目９番地
債務者　北村　理絵
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月19日午前11時15分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第２１０号
横浜市港南区東永谷１丁目５番８号　興真マンション202
債務者　中村　良夫
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４１号
横浜市南区堀ノ内町２丁目168番地24　コンドミニアム蒔田308
債務者　佐藤　英恵
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５９号
横浜市緑区中山町322番地12　ホワイトヒルズ704
債務者　鈴木　順一
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６０号
横浜市緑区中山町322番地12　ホワイトヒルズ704
債務者　鈴木まり子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６２号
横浜市旭区今宿東町807番地　今宿ハイツ10棟202号
債務者　中野　秋男
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７３号
横浜市鶴見区諏訪坂３番13号　昭和坂ハイホーム203号
債務者　板橋　　惠
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１９号
栃木県足利市福居町304番地の２
破産者　有限会社高橋漬物
1　決定年月日　平成25年３月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第３０号
佐賀県唐津市町田３丁目７番５号
破産者　有限会社ナカノ
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第９０号
佐賀県唐津市竹木場5624番地１
破産者　有限会社コスモ建設
1　決定年月日　平成25年３月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第１４３０７号
東京都江東区亀戸７―12―１
破産者　鈴木　善夫
1　決定年月日　平成25年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３号
栃木県佐野市堀米町166番地、商業登記簿上の本店所在地栃木県佐野市植上町1645番地９
破産者　有限会社小林建材
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１６２１８号
埼玉県さいたま市見沼区大和田町１丁目949―18
破産者　與澤　　翼
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１３９号
東京都江東区豊洲５丁目３―５―1103
破産者　奥山美登利
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５２６号
東京都世田谷区奥沢５丁目６―６―201
破産者　井上　香織
1　決定年月日　平成25年３月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部